

近畿地方整備局 滋賀国道事務所
資料配付

平成 20 年 1 月 18 日 14 時 00 分

件名	滋賀県内 2 地区で 「自転車通行環境整備モデル地区」が指定されました
----	--

概要	<p>歩道における歩行者と自転車との混在による事故が社会的な問題となっております。</p> <p>そのため、国土交通省と警察庁が合同で取り組んでいる自転車通行環境整備の模範となるモデル地区として滋賀県内の 2 箇所が指定され、積極的な整備を進めます。</p>
----	---

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 滋賀県政記者クラブ
------	------------------------------------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 副 所 長 伊勢 達男 交通対策課長 竹内 智明 TEL : 077-523-1741 滋賀県 土木交通部 道路課 課長補佐 西村 善博 TEL : 077-528-4134 草津市 産業建設部 道路課 主 監 鈴川 昭二 TEL : 077-561-2392 滋賀県警察本部 交通部 交通規制課 次 席 小泉 辰夫 TEL : 077-522-1231
------	---

滋賀県内の2箇所にて自転車通行環境整備のモデル地区に取り組みます

国土交通省と警察庁が合同で募集する、今後の自転車通行環境整備の模範となるモデル地区に滋賀県内で2箇所が指定されました。今後、南草津地区（草津市）、瀬田地区（大津市）の2地区においては、積極的な自転車通行環境の整備を実施します。

（別添、地区概要参照）

滋賀県内における自転車を取りまく環境

- ・ 滋賀県内において、自転車道等の自転車走行空間が、確保されている道路は少ない。
- ・ 県内の自転車乗用中の人身事故は増加傾向にあり、平成9年から平成18年の10年間で死傷者数は約1.3倍に増加している。
- ・ 自転車乗用中の人身事故は若年層の死傷者数の割合が多く、全国平均よりやや高い。
- ・ 自転車乗用中の人身事故は、大津・草津市域に約40%が集中しており、南草津地区、瀬田地区では駅を核とした自転車利用が増加している。
- ・ 自転車利用者に通行ルールの指導するなど強化しているところ。

モデル地区の考え方

- ・ 県内で自転車交通量の多い区間を中心にして、ネットワークを考慮し、警察と道路管理者が協力して、安全で快適な自転車走行空間を確保していく。
- ・ ソフト対策として、これまで同様に安全啓発活動をあわせておこなうことで、自転車利用者の安全に対する意識の向上を図っていく。
- ・ 事業完了時に、効果測定等を実施して、他の地区での自転車通行環境の整備促進や規制等への参考としていく。

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局	滋賀国道事務所	交通対策課	
	副所長	伊勢 達男	
	課長	竹内 智明	TEL : 077-523-1741
滋賀県 土木交通部	道路課		
	課長補佐	西村 善博	TEL : 077-528-4134
草津市 産業建設部	道路課		
	主監	鈴川 昭二	TEL : 077-561-2392
滋賀県警察本部	交通部	交通規制課	
	次席	小泉 辰夫	TEL : 077-522-1231

瀬田地区における整備概要

●実施主体 国土交通省滋賀国道事務所、滋賀県警察

●実施内容

- ・自転車道の整備を行います。
- ・現在整備済み区間である市道南大萱月輪線とともに、駅前駐輪場や施設間を結ぶ国道1号の約1150m区間のうち、当面は瀬田駅口から大萱1丁目西交差点間について整備します。



危険な歩道上の走行

【施行前】自転車は車道通行が原則となっていますが、安全に走行できる空間が確保されていないため、歩道部や車道部を走行することにより、自転車に関わる事故が多くなっています。



(検討案)

【施行後】自転車が安全に走行できる空間が確保されるため、自転車事故が減少します。また、歩行者は歩道を安心・安全・快適に通行できます。

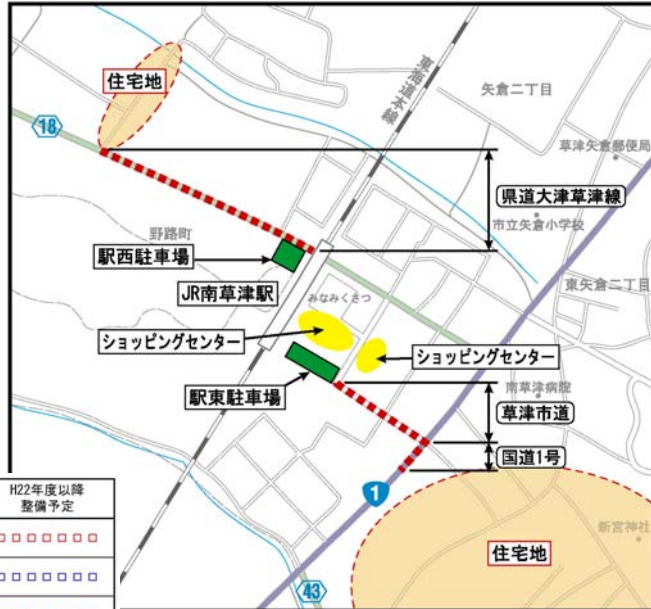
南草津地区における整備概要

●実施主体

国土交通省滋賀国道事務所、滋賀県、草津市、滋賀県警察

●実施内容

- ・ 自転車道の整備を行います。
- ・ 駅西駐輪場までの県道大津草津線の約400m区間を整備します。
- ・ 駅東駐車場までの草津市道の約150m区間、国道1号の約50m区間を整備します。

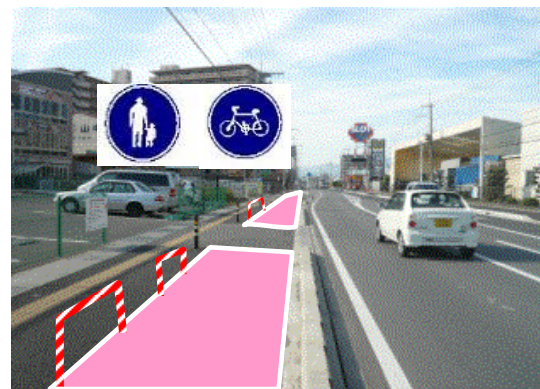


整備手法	整備済 (H19.12現在)	H21年度末迄 整備予定	H22年度以降 整備予定
自転車道の整備	■	■	□
自転車レーン（自転車専用通行帯）の設置	■	■	□
自転車歩行者道における走行位置の明示	■	■	□
自転車歩行者道の整備	■	■	□
その他	■	■	□



危険な歩道上の走行

【施行前】自転車は車道通行が原則となっていますが、安全に走行できる空間が確保されていないため、歩道部や車道部を走行することにより、自転車に関わる事故が多くなっています。



（検討案）

【施行後】自転車が安全に走行できる空間が確保されるため、自転車事故が減少します。また、歩行者は歩道を安心・安全・快適に通行できます。